



宮 崎 県 公 報

平成26年7月1日（火曜日）号外 第35号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

人事委員会規則

○職員の配偶者同行休業に関する規則……………	1	正する規則……………	5
○給料等の支給に関する規則の一部を改正する規 則……………	4	○平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17 年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第 9項までの規定による給料に関する規則の一部 を改正する規則……………	6
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………	4	○職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改 正する規則……………	7
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改		○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を 改正する規則……………	7

人事委員会規則

職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。
平成26年7月1日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第15号

職員の配偶者同行休業に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年宮崎県条例第46号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認の申請手続）

第2条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書（別記様式第1号）により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長の申請手続）

第3条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

（配偶者同行休業の承認の取消事由等）

第4条 条例第7条第3号及び第8条第5号の人事委員会規則で定める事由は、配偶者同行休業をしている職員が、有給休暇の承認の基準（昭和28年宮崎県人事委員会告示第1号）第10号に規定する休暇を取得することとなったこととする。

（届出）

第5条 条例第8条の規定による届出は、配偶者同行休業終了届（別記様式第2号）により行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

（職務に復帰した日後における最初の昇給日）

第6条 条例第10条第1項の人事委員会規則で定める日は、初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号）第32条に規定する昇給日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

配 偶 者 同 行 休 業 承 認 申 請 書

任命権者 _____ 殿 申請者 所 属 _____ 職・氏名 _____ 印	申請年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
次のとおり配偶者同行休業の 承 認 期間の延長 を申請します。		
1 申 請 の 区 分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業 (2、3 及び 4 に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長 (2、3 及び 5 に記入)	
2 申 請 に 係 る 配 偶 者	氏 名	_____
	職 業	_____
	申請時の所属先の名称 (所在地)	(_____)
	外国滞在事由	_____
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	(_____)
	外国滞在事由の 継続する期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
3 職 員 及 び 配 偶 者 の 外国滞在中の住所(居所)	_____	
4 申 請 期 間	_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで	
5 延 長 の 期 間	_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで	
	既に配偶者同行休業 をしている期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
6 備 考	_____	

- (注) 1 この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
 4 該当する□にはレ印を記入すること。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

配 偶 者 同 行 休 業 終 了 届

任命権者	届出年月日	年	月	日
_____ 殿				
届出者 所 属 _____				
職・氏名 _____ ㊞				
次のとおり配偶者同行休業を必要としなくなりましたので、お届けします。				
1 承認を受けている 期間	年	月	日から	年 月 日まで
2 終了させる日 (届出理由の発生日)	年	月	日	
3 終了させる理由	<input type="checkbox"/> 配偶者が死亡した。 <input type="checkbox"/> 配偶者が職員の配偶者でなくなった。 <input type="checkbox"/> 配偶者と生活を共にしなくなった。 <input type="checkbox"/> 配偶者が外国に滞在しないこととなった。 <input type="checkbox"/> 配偶者が外国に滞在する事由が、条例第 4 条各号に掲げる配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった。 <input type="checkbox"/> 有給休暇の承認の基準第 10 号に規定する休暇 (職員の出産休暇) を取得することとなった。 <input type="checkbox"/> その他 (_____)			

(注) 該当する□には㊞印を記入すること。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月1日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第16号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第6条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</p>	<p>第6条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) 配偶者同行休業（地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、<u>配偶者同行休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月1日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第17号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第16条 給与条例第5条の9第4項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第26条第1項の規定により休業し、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は地公法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</p> <p>(4) [略]</p>	<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第16条 給与条例第5条の9第4項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第26条第1項の規定により休業し、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、<u>地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は地公法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</u></p> <p>(4) [略]</p>

2～4 [略]

(支給単位期間)

第17条 [略]

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は特急列車等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) [略]

(2) 地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教特法第26条第1項の規定により休業し、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

(3)～(5) [略]

第17条の2 [略]

2 月の中途において地公法第28条第2項の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教特法第26条第1項の規定により休業し、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は地公法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月1日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第18号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当の支給を受ける職員)	(期末手当の支給を受ける職員)
第2条 給与条例第8条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与条例第8条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。	第2条 給与条例第8条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与条例第8条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。
(1)～(9) [略]	(1)～(9) [略]
(期末手当に係る在職期間)	<u>(10) 法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員</u> (期末手当に係る在職期間)

<p>第 6 条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあっては、これらに相当する期間）を除算する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第 2 条第 8 号及び第 9 号に掲げる職員として在職した期間については、その 2 分の 1 の期間</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第 8 条 給与条例第 8 条の 4 第 1 項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与条例第 8 条の 4 第 5 項において準用する給与条例第 8 条の 2 各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第 2 条第 3 号から第 5 号まで、第 8 号及び第 9 号のいずれかに該当する者</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第 12 条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあっては、これらに相当する期間）を除算する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第 2 条第 8 号及び第 9 号に掲げる職員として在職した期間</p> <p>(4)～(12) [略]</p>	<p>第 6 条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあっては、これらに相当する期間）を除算する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第 2 条第 8 号から第 10 号までに掲げる職員として在職した期間については、その 2 分の 1 の期間</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第 8 条 給与条例第 8 条の 4 第 1 項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与条例第 8 条の 4 第 5 項において準用する給与条例第 8 条の 2 各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第 2 条第 3 号から第 5 号まで及び第 8 号から第 10 号までのいずれかに該当する者</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第 12 条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間（外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員にあっては、これらに相当する期間）を除算する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第 2 条第 8 号から第 10 号までに掲げる職員として在職した期間</p> <p>(4)～(12) [略]</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成17年改正県給与条例附則第 7 条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第 6 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7 月 1 日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第19号

平成17年改正県給与条例附則第 7 条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第 6 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成17年改正県給与条例附則第 7 条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第 6 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則（平成18年宮崎県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 復職時調整 初任給等規則第42条、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第 6 号。以下「育児休業条例」という。）第 8 条又は職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年宮崎県条例第62号）第10条の規定による号給の調整をいう。</p> <p>(8) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 復職時調整 初任給等規則第42条、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第 6 号。以下「育児休業条例」という。）第 8 条、<u>職員の自己啓発等休業に関する条例</u>（平成19年宮崎県条例第62号）第10条又は<u>職員の配偶者同行休業に関する条例</u>（平成26年宮崎県条例第46号）第10条の規定による号給の調整をいう。</p> <p>(8) [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月1日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第20号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成20年宮崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（退職手当の取扱いにおける人事委員会規則で定める要件） 第6条 〔略〕 2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。 （1）～（5） 〔略〕 （6） 〔略〕	（退職手当の取扱いにおける人事委員会規則で定める要件） 第6条 〔略〕 2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。 （1）～（5） 〔略〕 <u>（6） 法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業をした期間</u> （7） 〔略〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月1日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第21号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（基礎在職期間に含めない期間） 第1条の3 条例第6条の4第1項に規定する人事委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。 （1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する事由若しくはこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間又は地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年宮崎県条例第62号）第11条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第4項に規定する場合に該当するものを除く。）により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等 （2）・（3） 〔略〕	（基礎在職期間に含めない期間） 第1条の3 条例第6条の4第1項に規定する人事委員会規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。 （1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する事由若しくはこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間又は地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年宮崎県条例第62号）第11条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条第4項に規定する場合に該当するものを除く。） <u>若しくは地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等</u> （次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） ） 当該休職月等 （2）・（3） 〔略〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

